

平成十五年政令第二十七号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令

内閣は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第二条第二号ホ及び第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三条第二号への政令で定める法人）

第一条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「法」という。）第三条第二号への政令で定める法人は、

- 一 沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金融経済教育推進機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高圧ガス保安協会、広域的運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方公務員共済組合、地方税共同機構、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士

<p>会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、福島国際研究教育機構、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。</p> <p>（法第三条第三号ロの政令で定める者）</p> <p>第二条 法第三条第三号ロの政令で定める者は、日本年金機構とする。</p> <p>（法第三条第八号の政令で定める犯罪事件）</p> <p>第三条 法第三条第八号の政令で定める犯罪事件は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国税又は地方税の犯罪事件 二 金融商品取引の犯罪事件 三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に基づく犯罪事件 <p>（法第十条第一号の政令で定める手続等）</p> <p>第四条 法第十条第一号の政令で定める手続等は、別表の上欄に掲げる法令の中欄に掲げる規定に基づく手続等であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる手続等に該当するものとする。</p> <p>（法第十一条の政令で定める書面等及び措置）</p> <p>第五条 法第十一条の政令で定める書面等は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等とそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p>	<p>二 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等、同法第十二条の二に規定する除籍謄本等又は同法第二百二十条第一項に規定する戸籍証明書若しくは除籍証明書</p> <p>三 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一百九条第一項に規定する登記事項証明書</p>	<p>八 個人番号カードの行政機関等への提示</p> <p>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、戸籍法第二百二十条の三第二項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の行政機関等への提供</p>
<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>イ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供</p> <p>ロ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の日、男女の別及び住所の行政機関等への提供</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供</p> <p>（一）土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番</p> <p>（二）建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号</p> <p>（三）不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第六条第一項に規定する不動産識別事項</p> <p>ロ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、行政機関等に電氣通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報の送信を同法第三条第二項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該行政機関等への提供</p>	<p>次の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号</p> <p>（三）商業登記法第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号</p> <p>ロ 前号下欄ロに掲げる措置</p> <p>ハ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名及び認証業務に関する法律（平成十一年法律第二百二二号）第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供</p>	<p>四 商業登記法（昭和二十八年法律第二百二十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書</p> <p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供</p> <p>（一）商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>（二）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号</p> <p>（三）商業登記法第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号</p> <p>ロ 前号下欄ロに掲げる措置</p> <p>ハ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名及び認証業務に関する法律（平成十一年法律第二百二二号）第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供</p>
<p>六 市町村長（特別区の区長を含む）の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の</p>	<p>五 商業登記法第十二条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書</p>	<p>第一号下欄イに掲げる措置</p>	<p>第一号下欄イに掲げる措置</p>

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年二月三日政令第四八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年二月五日政令第四八九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年二月一〇日政令第四九三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年一月五日から施行する。

附則 (平成一五年二月二五政令第五五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成十六年二月二十九日)から施行する。

附則 (平成一五年二月二五政令第五五五号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附則 (平成一五年二月二五政令第五五六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年一月七日政令第二四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十條第一項及び第三項並びに第十三条から第二十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年一月三〇日政令第一四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月五日政令第三二八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月一九日政令第四九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章並びに第十一条から第十三条まで及び次条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月二六日政令第五三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年四月九日政令第一六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附則 (平成一六年五月二六日政令第一八一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附則 (平成一六年九月二九日政令第二九四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年二月三日政令第三八三号) 抄

という。附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。

附則 (平成一七年三月二四日政令第七二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年四月一日政令第一一八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七号から第三十八号までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附則 (平成一七年一〇月一三日政令第三一八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年一月四日)から施行する。

附則 (平成一八年二月二四日政令第二五号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年二月二三日政令第三一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月三一日政令第一一八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条、第八条及び第九条の規定 平成十九年十月一日

附則 (平成一九年八月三日政令第二三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附則 (平成一九年八月八日政令第二五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、廃止法の施行の日(平成十九年八月十日)から施行する。

附則 (平成一九年九月一四日政令第二八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十条の規定 法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

附則 (平成一九年一月七日政令第三二九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成一九年二月二一日政令第三八四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二〇年五月二一日政令第一八〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 (平成二〇年七月一六日政令第二二六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則 (平成二〇年七月二五政令第二三七号) 抄

附則（平成二〇年九月二日政令第二八三号）抄

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年九月一九日政令第二九七号）抄

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日政令第一〇二号）抄

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（地方財政法施行令第四条第二号及び附則第二条第一項の改正規定に限る）、第三条から第十一条までの規定及び第十二条の規定（総務省組織令第六十条第八号の改正規定を除く。）は、同年六月一日から施行する。

附則（平成二二年二月二八日政令第三二〇号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附則（平成二三年五月二七日政令第一五一号）抄

第一条 この政令は、平成二十三年六月一日から施行する。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 存続共済会に対する第十四条の規定による改正後の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第一条の規定の適用については、同条中「国家公務員共済組合連合会」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とあるのは「国家公務員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第五十一条第一項第二号に規定する市議会議員存続共済会」と、「地方道路公社」とあるのは「地方道路公社、同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会」と、「土地家屋調査士会」とあ

るのは「土地家屋調査士会、同項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会」とする。

附則（平成二三年八月一〇日政令第二五七号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年一〇月三十一日政令第三三四号）抄

この政令は、法の施行の日（平成二十三年十一月一日）から施行する。

附則（平成二三年二月二六日政令第四二三号）抄

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年三月二二日政令第五四号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第七条第一項の規定並びに次条及び附則第六条の規定、附則第十五条の規定（国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二に一号を加える改正規定及び同令第九条の四に一号を加える改正規定に限る）、附則第十八条の規定（国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第四十三条第一項に一号を加える改正規定及び同条第二項に一号を加える改正規定に限る）、附則第二十七条の規定（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第一条第一号の改正規定中「首都高速道路株式会社」の下に「新関西国際空港株式会社」を加える部分に限る）、附則第二十八条の規定（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第一条の改正規定中「消防団員等公務災害補償等共済基金」の下に「新関西国際空港株式会社」を加える部分に限る） 附則第三十条の規定（職員退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条に一号を加える改正規定及び同令第三十条に一号を加える改正規定に限る）並びに附則

第三十一条の規定（特定独立行政法人の役員等の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）第十六条に一号を加える改正規定に限る） 法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）

附則（平成二五年二月二六日政令第三六六号）抄

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年七月二日政令第二四四号）抄

この政令は、電気事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二六年八月六日政令第二七三号）抄

この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

附則（平成二八年一月二八日政令第三六一号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二〇日政令第四四号）抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月三十一日政令第一二六号）抄

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三一年三月二九日政令第七二号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

附則（平成三一年三月三〇日政令第一二九号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年二月二三日政令第一八三号）抄

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

（経過措置）

第三条 令和二年九月三十日までの間における第一条の規定による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第五条の規定の適用については、同条の表第二号下欄中「次のいずれかに掲げる措置」とあるのは「ロに掲げる措置」と、同表第三号下欄イ中「次のいずれか」とあるのは「（一）又は（二）」とする。

附則（令和三年一〇月一五日政令第二八五号）抄

この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

附則（令和四年六月二六日政令第二一八号）抄

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

附則（令和四年一〇月五日政令第三二三号）抄

この政令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年三月二十七日）から施行する。

附則（令和五年四月七日政令第一六三号）抄

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和五年四月一九日政令第一六八号）抄

この政令は、令和五年五月十一日から施行する。

附則（令和五年一月六日政令第三一四号）抄

この政令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（令和五年一月六日政令第三一五号）抄

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成

1 この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成

基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附則（令和五年二月二七日政令第三七九号）抄

第一条 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十六日）から施行する。

附則（令和六年一月三十一日政令第二二七号）抄

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

附則（令和六年五月二九日政令第一九七号）抄

1 この政令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和六年六月十日）から施行する。

別表（第四条関係）

職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）	第三十二条の四第一項及び第三項並びに第三十二条の七第三項（これらの規定を第三十三条第四項において準用する場合を含む。）	処 分
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）	第五条第二項及び第四項並びに第十条の二第三項及び第五項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）、第二十七条第四項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の二第四項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）	処 分
古物営業法（昭和二十四	第五条第二項及び第四項	処 分

年法律第八八号）

公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）	第二十一条第一項及び第二十一条第二項（これらの規定を同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において準用する場合を含む。）並びに第三項から第三項まで	申 請 等
旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）	第八条第一項及び第四項（これらの規定を第九条第三項及び第十条第四項において準用する場合を含む。）並びに第十九条の三第三項	申 請 等
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）	第十一条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十五条の六第十八第一項、第五十五条の七十四第一項、第五十五条の七十六第一項、第五十五条の七十七第一項、第五十五条の七十八第一項及び第五十五条の七十九第一項	申 請 等
火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）	第十九条第一項、同条第四項において準用する第十七条第八項並びに第十七条の二第一項の規定により読み替えられた第十九条第四項及び第八項	申 請 等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）	第二十一条第一項及び第二十一条第二項（これらの規定を同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において準用する場合を含む。）並びに第三項から第三項まで	申 請 等
旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）	第八条第一項及び第四項（これらの規定を第九条第三項及び第十条第四項において準用する場合を含む。）並びに第十九条の三第三項	申 請 等
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）	第十一条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十五条の六第十八第一項、第五十五条の七十四第一項、第五十五条の七十六第一項、第五十五条の七十七第一項、第五十五条の七十八第一項及び第五十五条の七十九第一項	申 請 等
火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）	第十九条第一項、同条第四項において準用する第十七条第八項並びに第十七条の二第一項の規定により読み替えられた第十九条第四項及び第八項	申 請 等

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）	第十九条第一項、同条第四項において準用する第十七条第八項並びに第十七条の二第一項の規定により読み替えられた第十九条第四項及び第八項	処 分 等
旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）	第八条第一項及び第四項（これらの規定を第九条第三項及び第十条第四項において準用する場合を含む。）並びに第十九条の三第三項	処 分 等
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）	第十一条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十五条の六第十八第一項、第五十五条の七十四第一項、第五十五条の七十六第一項、第五十五条の七十七第一項、第五十五条の七十八第一項及び第五十五条の七十九第一項	申 請 等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）	第二十一条第一項及び第二十一条第二項（これらの規定を同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において準用する場合を含む。）並びに第三項から第三項まで	申 請 等

四十四条の二第七項（監理措置決定通知書の謄本の交付に係る部分を除く。）及び第五十二条第十一項の規定、第四十七条第五項後段（第四十八条第十項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。）、第四十八条第九項、第四十九条第六項、第五十条第七項及び第十項、第五十二条の二第六項（監理措置決定通知書の謄本の交付に係る部分を除く。）並びに第五十四条第三項の規定（これらの規定を第六十三条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条の十八第一項の規定、第五十五条の七十二第二項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文並びに第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）の規定、第五十五条の七十三第三項において準用する同法第四十六条第一項本文、第四十七号七条（ただし書及び第二号を除く。）及び第六十四条第一項から第三項までの規定並びに第五十五条の七十五第一項及び第二項（これらの規定を第五十五条の七十六第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条の八十五第二項、第六十一条の二の二第二項、第六十一条の二の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに

年法律第一百十号)	特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)	第七十四条第八項	等知通分処
最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)	第二十四条第一項	等請申	等請申
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)	第八十八条第十一項、第八十八条の三第九項、第八十八条の五第八項及び第八十九条第六項	等請申	等請申
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五百十五号)	第二条の二の二並びに第二条の二の三第一項及び第二項	等知通分処	等知通分処
住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)	第三十条の二第二項及び第三十条の四第二項	等知通分処	等知通分処
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成七年政令第九十二号)	第三条の三	等知通分処	等知通分処
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)	第二十二條	等知通分処	等知通分処